

学校法人共立女子学園の取引における基本方針とお願い

学校法人共立女子学園では、法令、経費配分機関の条件および学内諸規程等に基づき、経費の執行ルールを定め、適正な使用および管理を行うことを基本方針としています。

共立女子大学・共立女子短期大学（以下「本学」という）においては、上記の基本方針に加え、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定（平成 26 年 2 月 18 日改正））に基づき「共立女子大学・共立女子短期大学公的研究費の運営・管理に関する取扱規程」「同取扱内規」「同内部監査内規」および「共立女子大学・共立女子短期大学における研究活動等に係る不正行為の防止等に関する規程」を定め、公正かつ効率的な執行・管理に努めています。

つきましては、本学の取引に係る方針および下記に記載したルール等をご理解いただいた上で、適正な取引にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

I. 発注について

本学では下記を除き、事務局担当部署（以下「事務局」という）による発注を原則としています。

- （1）やむを得ない事由による、事前に事務局の了解を得た消耗品の立替購入
- （2）消耗品となる図書資料（定価が明示されているため）

II. 納品および納品後の取扱いについて

発注の際に、事務局が指定した場所への納品をお願いしています。

公的研究費により購入した物品等は、金額・数量に関わらず、全て事務局による現物確認を行い、納品書記載の品目・数量との突合せを行います。委託業務等に関して成果物が発生する場合にも、当該成果物の確認を行います。

また公的研究費のみならず、単価 30 万円以上の機器・備品等の物品は、「学校法人共立女子学園固定資産及び物品管理規程」の規定に基づき資産登録を行い、定期的に現物照合を実施します。図書資料についても、資料価値のある 10 万円以上（1 冊または 1 セット）の高額図書について、同規程に基づく資産管理を行います。

Ⅲ. 取引における禁止事項について

下記の不適切な取引を行わないようお願いしています。

- ・預け金、プール金
- ・取引事実と異なる書類作成および提出
- ・納品した物品の持ち帰り
- ・その他社会規範に反する行為

Ⅳ. 不適切な取引に係る処分等について

Ⅲに記載した禁止事項に関わったことが発覚した場合は「学校法人共立女子学園固定資産及び物品調達規程」に規定した、取引停止等を含む処分を行います。

Ⅴ. 不正・不適切な取引情報の通報について

本学の教職員から預け金やプール金の依頼、納品書・請求書等の意図的な改ざんの要請等、不正・不適切な取引を行うことを要求された場合は拒絶し、下記の窓口への連絡をお願いいたします。

【通報窓口】

学校法人共立女子学園 内部監査室

〒101-8437 東京都千代田区一ツ橋 2-2-1

TEL : 03 (3237) 2342 FAX:03 (3237) 2767

E-mail : naibu@kyoritsu-wu.ac.jp

Ⅵ. 情報の提供について

本学が配分を受けた公的研究費に関して実施する監査・調査等において、取引事実の確認を要する場合は、取引記録に関する帳簿等の提供のご協力をお願いいたします。

Ⅶ. 誓約書の提出について

本学では、一定の取引実績のある企業・法人等に対し、誓約書の提出をお願いしています。本学より依頼があった際は、ご提出をよろしくお願いいたします。

《事務局 担当部署 一覧》

【公的研究費に関する総合相談窓口】

共立女子大学・共立女子短期大学 教務課研究支援プロジェクト

〒101-8437 東京都千代田区一ツ橋 2-2-1

TEL : 03 (3237) 2261・2772 FAX:03 (3237) 2413

E-mail : k-shien.gr@kyoritsu-wu.ac.jp

【機器備品・消耗品・印刷等の担当部署】

学校法人共立女子学園 管財課

〒101-8437 東京都千代田区一ツ橋 2-2-1

TEL : 03 (3237) 2426・2438 FAX : 03 (3237) 2767

【図書資料・視聴覚資料等の担当部署】

共立女子大学・共立女子短期大学 図書課

〒101-8437 東京都千代田区一ツ橋 2-2-1

TEL : 03 (3237) 2625 FAX : 03 (3237) 2739

【翻訳・通訳等に係る報酬料等の担当部署】

学校法人共立女子学園 人事課

〒101-8437 東京都千代田区一ツ橋 2-2-1

TEL : 03 (3237) 2410 FAX : 03 (3237) 2612